

担い手アクションサポート事業（拡充）

【平成21年度予算内示額：3,006,419（2,250,000）千円】

対策のポイント

都道府県段階や市町村等の地域段階の担い手育成総合支援協議会が、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に行います。

さらに、担い手の法人化への支援、簡易経営診断の実施、不在村地主の特定・意向確認、集落営農の立ち上げや経営安定に必要な活動に対する助成など、きめ細かな支援活動を行います。

（「担い手育成総合支援協議会」について）

担い手育成総合支援協議会は、担い手（認定農業者や集落営農組織）を育成・確保するため、行政、JA、農業委員会等が連携して各種の支援活動を行うための組織で、全国段階、都道府県段階（47）、地域段階（1,310）で設立されています。

政策目標

担い手の育成・確保

<平成19年>		<農業構造の展望（平成27年）>
認定農業者 約24万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
農業法人 約8千	→	効率的かつ安定的な法人経営 1万
集落営農 約1万3千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

担い手協議会は、地域の実情に応じた担い手の育成・確保を進めるため、多様な支援活動メニューの中から必要なものを選択しながら、担い手のニーズや個々の経営状況に応じたきめ細かなサポート活動を実施します。

1 ワンストップ支援窓口の設置

関係機関の担い手育成機能を1ヶ所に集約し、担い手（認定農業者、集落営農組織）が抱える経営や技術に関する様々な課題の相談に一元的に応じるため、都道府県段階、地域段階の担い手協議会に、総合的な支援相談窓口を設置します。

2 担い手アクションサポート会議の設置・運営

担い手が必要としている支援の内容等について協議し、その実施について担い手協議会へ提言を行うため、コーディネーター（普及指導員、行政のOB等）を中心に、認定農業者や集落営農組織の代表者等からなる「担い手アクションサポート会議」を設置します。

3 担い手アクションサポートチームの設置・運営

担い手に対する支援活動を効果的に実施するため、担い手協議会の構成団体の担当者とスペシャリスト（税理士、中小企業診断士等）からなる「担い手アクションサポートチーム」を設置します。

4 担い手育成支援活動

(1) 担い手アクションサポート活動

担い手個々の経営課題に対応するよう、個別に以下の支援を行います。

① 経営相談・指導活動〔拡充〕

経営診断指導マニュアルに基づき、各種の新たな支援策を活用する担い手を対象に簡易経営診断を実施し、診断結果を担い手に提示して指導を行います。

② スキルアップ支援活動

③ 担い手によるネットワーク組織の活動促進支援

④ 担い手経営安定活動支援

⑤ 法人設立活動支援〔拡充〕

法人化の必要性や法人化によるメリットの普及啓発を行います。
また、経営計画（定款、事業計画等）の策定費用、専門家への経営相談費用など、法人設立準備段階から経営が安定する段階までの間の各種活動の実施に要する経費を一定額の範囲内で助成します。

⑥ 集中的な技術・営農支援

⑦ 新たな人材の育成・確保活動

(2) 担い手育成・確保活動

担い手の育成・確保を図るため、以下の支援を実施します。

① 担い手育成確保・普及支援活動

② 経営改善計画等作成指導活動

③ 農地の利用調整活動〔拡充〕

農地所有者の相続の発生等を把握し不在村地主等を特定するとともに、農地所有者等の将来の経営意向の確認や農地の有効利用のための阻害要因の分析等を実施します。

④ 農業における再スタート支援活動

【補助率：定額、1／2】

【事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）】

【事業実施期間：平成19年度～24年度】

※ 集落営農組織に対する支援を担い手アクションサポート活動等へ統合

集落営農の立ち上げや経営安定に必要な集落内の合意形成、リーダーや会計責任者を対象とした研修会の開催、専門家による経営相談のほか、新規作物導入等経営の多角化・複合化への取組を、認定農業者への支援活動と一体的に実施することを可能とし、事業実施主体が地域の多様な状況に応じて必要なメニューを選択・実施できる仕組みとします。

担当課：経営局経営政策課	(03-6744-2144 (直))
構造改善課	(03-6744-2152 (直))
人材育成課	(03-3501-1962 (直))
金融調整課	(03-6744-2171 (直))
生産局技術普及課	(03-3501-3769 (直))